

基本財産の運用益の用途に関する規程

平成 16 年 7 月 21 日理事会

(目的)

第 1 条 この規程は、基本財産の運用益の用途に関し必要な事項を定め、その適正な執行を確保することを目的とする。

(用途)

第 2 条 基本財産の運用益の用途は、定款第 5 条第 1 号および第 2 号に定める事業の実施に限定する。

(規程の変更)

第 3 条 この規程を変更するときは、理事会の承認を得なければならない。

附則

この規程は、平成 16 年 7 月 22 日から施行する。

近藤賞基金に関する規程

平成 18 年 11 月 30 日理事会決定

(目的)

第 1 条 この規程は近藤賞基金に関し必要な事項を定め、その適正な執行を確保することを目的とする。

(使途)

第 2 条 基金の使途は、定款第 5 条第 5 号の事業の実施に限定する。

(構成)

第 3 条 基金は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 基金とすることを指定して寄付された財産
- (2) 理事会において基金に繰り入れることを議決した財産

(管理運用)

第 4 条 基金は、元本が回収できる見込みが高く、且つ、高い運用益が得られる方法で、固定資産として管理する。

(充当)

第 5 条 基金の計画的な取り崩しにより事業の実施に充当するものとし、運用益は基金全額を費消する年度においてその全額を執行する。

- 2 前項の取崩し額および運用益の額は、予算に計上しなければならない。

(処分)

第 6 条 事業の実施上やむをえない事由により、予算に計上した計画的な取崩し額を超えて基金および運用益の全部または一部を処分しようとするときは、理事会の承認を得なければならない。

(規程の変更)

第 7 条 この規程を変更するときは、理事会の承認を得なければならない。

附則

この規程は、平成 18 年 11 月 30 日から施行する。

本規程は、平茂 22 年 5 月 28 日一部修正した。

名簿作成準備積立金資産に関する規程

平成 21 年 5 月 22 日理事会決定

(目的)

第 1 条 この規定は名簿作成準備積立金資産に関し必要な事項を定め、その適正な執行を確保することを目的とする。

(使途)

第 2 条 積立金資産の使途は、定款 5 条第 2 号および第 3 号の事業に係る基礎資料としての会員名簿の作成・会員現況調査の実施に限定する。

(構成)

第 3 条 積立金資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 積立金資産とすることを指定して寄付された財産
- (2) 理事会において積立金資産に繰り入れることを議決した財産

(管理運用)

第 4 条 積立金資産は、元本が回収できる見込みが高く、且つ、高い運用益が得られる方法で、固定資産として管理する。

(充当)

第 5 条 積立金資産の計画的な取り崩しにより事業の実施に充当するものとする。

- 2 前項の取崩し額は、予算に計上しなければならない。

(処分)

第 6 条 事業の実施上やむをえない事由により、予算に計上した計画的な取崩し額を超えて積立金資産の全部または一部を処分しようとするときは、理事会の承認を得なければならない。

(規程の変更)

第 7 条 この規程を変更するときは、理事会の承認を得なければならない。

附則

この規定は、平成 21 年 5 月 22 日から施行する。

- 2 本規定は、平成 22 年 5 月 28 日一部修正した。

国際協力積立金資産に関する規定

平成 21 年 5 月 22 日理事会決定

(目的)

第 1 条 この規定は国際協力積立金資産に関し必要な事項を定め、その適正な執行を確保することを目的とする。

(使途)

第 2 条 積立金資産の使途は、定款第 5 条第 3 号の事業の実施に限定する。

(構成)

第 3 条 積立金資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 積立金資産とすることを指定して寄付された財産
- (2) 理事会において積立金資産に繰り入れることを議決した財産

(管理運用)

第 4 条 積立金資産は、元本が回収できる見込みが高く、且つ、高い運用益が得られる方法で、固定資産として管理する。

(充当)

第 5 条 積立金資産の計画的な取り崩しにより事業の実施に充当するものとする。

- 2 前項の取崩し額は、予算に計上しなければならない。

(処分)

第 6 条 事業の実施上やむをえない事由により、予算に計上した計画的な取崩し額を超えて積立金資産の全部または一部を処分しようとするときは、理事会の承認を得なければならない。

(規定の変更)

第 7 条 この規定を変更するときは、理事会の承認を得なければならない。

附則

この規定は、平成 21 年 5 月 22 日から施行する。

- 2 本規定は、平成 22 年 5 月 28 日一部修正した。

周年事業積立金資産に関する規定

平成 21 年 5 月 22 日理事会決定

(目的)

第 1 条 この規定は周年事業積立金資産に関し必要な事項を定め、その適正な執行を確保することを目的とする。

(使途)

第 2 条 積立金資産の使途は、定款 5 条第 1 号および第 2 号の事業の実施に限定する。

(構成)

第 3 条 積立金資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 積立金資産とすることを指定して寄付された財産
- (2) 理事会において積立金資産に繰り入れることを議決した財産

(管理運用)

第 4 条 積立金資産は、元本が回収できる見込みが高く、且つ、高い運用益が得られる方法で、固定資産として管理する。

(充当)

第 5 条 積立金資産の計画的な取り崩しにより事業の実施に充当するものとする。

- 2 前項の取崩し額は、予算に計上しなければならない。

(処分)

第 6 条 事業の実施上やむをえない事由により、予算に計上した計画的な取崩し額を超えて積立金資産の全部または一部を処分しようとするときは、理事会の承認を得なければならない。

(規定の変更)

第 7 条 この規定を変更するときは、理事会の承認を得なければならない。

附則

この規定は、平成 21 年 5 月 22 日から施行する。

- 2 本規定は、平成 22 年 5 月 28 日一部修正した。

表彰事業積立金資産に関する規定

平成 21 年 5 月 22 日理事会決定

(目的)

第 1 条 この規定は表彰事業積立金資産に関し必要な事項を定め、その適正な執行を確保することを目的とする。

(使途)

第 2 条 積立金資産の使途は、定款第 5 条第 5 号の事業の実施に限定する。

(構成)

第 3 条 積立金資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 積立金資産とすることを指定して寄付された財産
- (2) 理事会において積立金資産に繰り入れることを議決した財産

(管理運用)

第 4 条 積立金資産は、元本が回収できる見込みが高く、且つ、高い運用益が得られる方法で、固定資産として管理する。

(充当)

第 5 条 積立金資産の計画的な取り崩しにより事業の実施に充当するものとする。

- 2 前項の取崩し額は、予算に計上しなければならない。

(処分)

第 6 条 事業の実施上やむをえない事由により、予算に計上した計画的な取崩し額を超えて積立金資産の全部または一部を処分しようとするときは、理事会の承認を得なければならない。

(規定の変更)

第 7 条 この規定を変更するときは、理事会の承認を得なければならない。

附則

この規定は、平成 21 年 5 月 22 日から施行する。

- 2 本規定は、平成 22 年 5 月 28 日一部修正した。

OA化積立金資産に関する規定

平成21年5月22日理事会決定

(目的)

第1条 この規定はOA化積立金資産に関し必要な事項を定め、その適正な執行を確保することを目的とする。

(使途)

第2条 積立金資産の使途は、定款5条第2号の事業における電子化の実施に限定する。

(構成)

第3条 積立金資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 積立金資産とすることを指定して寄付された財産
- (2) 理事会において積立金資産に繰り入れることを議決した財産

(管理運用)

第4条 積立金資産は、元本が回収できる見込みが高く、且つ、高い運用益が得られる方法で、固定資産として管理する。

(充当)

第5条 積立金資産の計画的な取り崩しにより事業の実施に充当するものとする。

- 2 前項の取崩し額は、予算に計上しなければならない。

(処分)

第6条 事業の実施上やむをえない事由により、予算に計上した計画的な取崩し額を超えて積立金資産の全部または一部を処分しようとするときは、理事会の承認を得なければならない。

(規定の変更)

第7条 この規定を変更するときは、理事会の承認を得なければならない。

附則

この規定は、平成21年5月22日から施行する。

- 2 本規定は、平成22年5月28日一部修正した。

OR 事典等積立金資産に関する規定

平成 21 年 5 月 22 日理事会決定

(目的)

第 1 条 この規定は OR 事典等積立金資産に関し必要な事項を定め、その適正な執行を確保することを目的とする。

(使途)

第 2 条 積立金資産の使途は、定款第 5 条第 2 号の事業の実施に限定する。

(構成)

第 3 条 積立金資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 積立金資産とすることを指定して寄付された財産
- (2) 理事会において積立金資産に繰り入れることを議決した財産

(管理運用)

第 4 条 積立金資産は、元本が回収できる見込みが高く、且つ、高い運用益が得られる方法で、固定資産として管理する。

(充当)

第 5 条 積立金資産の計画的な取り崩しにより事業の実施に充当するものとする。

- 2 前項の取崩し額は、予算に計上しなければならない。

(処分)

第 6 条 事業の実施上やむをえない事由により、予算に計上した計画的な取崩し額を超えて積立金資産の全部または一部を処分しようとするときは、理事会の承認を得なければならない。

(規定の変更)

第 7 条 この規定を変更するときは、理事会の承認を得なければならない。

附則

この規定は、平成 21 年 5 月 22 日から施行する。

- 2 本規定は、平成 22 年 5 月 28 日一部修正した。

特別研究積立金資産に関する規定

平成 21 年 5 月 22 日理事会決定

(目的)

第 1 条 この規定は特別研究積立金資産に関し必要な事項を定め、その適正な執行を確保することを目的とする。

(使途)

第 2 条 積立金資産の使途は、定款第 5 条第 1 号および 4 号の事業の実施に限定する。

(構成)

第 3 条 積立金資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 積立金資産とすることを指定して寄付された財産
- (2) 理事会において積立金資産に繰り入れることを議決した財産

(管理運用)

第 4 条 積立金資産は、元本が回収できる見込みが高く、且つ、高い運用益が得られる方法で、固定資産として管理する。

(充当)

第 5 条 積立金資産の計画的な取り崩しにより事業の実施に充当するものとする。

- 2 前項の取崩し額は、予算に計上しなければならない。

(処分)

第 6 条 事業の実施上やむをえない事由により、予算に計上した計画的な取崩し額を超えて積立金資産の全部または一部を処分しようとするときは、理事会の承認を得なければならない。

(規定の変更)

第 7 条 この規定を変更するときは、理事会の承認を得なければならない。

附則

この規定は、平成 21 年 5 月 22 日から施行する。

- 2 本規定は、平成 22 年 5 月 28 日一部修正した。

文部省指導による基金等規定見直しによる当面の措置について（2009.5.）

今回、文科省の指導により内部留保に係る基金の見直しを指導されて2009年5月理事会において新基準が承認された。今回の指導で基金に該当しないことになった、財政調整積立金、敷金等移転準備引当金は勘定科目としては、これを維持する。但し文科省および外部への報告等は内部留保として取り扱う。なお、退職給与引当金は、負債性の引当金であり基金に該当しない為その取扱に変更はない。

平成23年2月14日

会計処理規定の変更及び関連規定の取扱いについて

庶務理事

会計理事

（文科省立入検査指摘事項の改善対策として実施／複数人によるチェック&証跡の明瞭化）

会計処理規定の特則

会計処理規定の準拠する「公益法人会計基準」の（昭和60年9月17日公益法人指導監督連絡会議決定）を⇒（平成16年改正中央官庁申し合わせ）と読み替えるものとする。

会計処理規定の当面の運用について

会計処理規定第4章金銭に関する規定については、本学会の規模より過剰と思われる条項もあるので当面の措置を以下の様に定める。

第28条の出納事務担当者は選任せず、出納責任者が兼務してもよいものとする。

但し、会計処理においてはその作業の明瞭性、正確性を確保し、その証跡（軌跡）を確認できるようにするために、複数人によるチェックを原則とする。

会計伝票については、複数人捺印による牽制を原則とする。確認者は起票内容を証憑等による確認後捺印をするものとする。

現預金管理・通帳管理においても、複数人による確認をおこなうものとする。

出納担当者が伝票に基づき作成する帳簿は、現金出納帳、金種明細表とする。

出納責任者と確認者とは手元現金の管理として、月末日において両帳簿と金庫内現金残高とを確認、押印するものとする。預金管理においても出納責任者と確認者との複数人確認を行う。会計システムの預金勘定残高と通帳残高との一致を確認後、証跡として会計システムの帳簿に両者押印をするものとする。

事業計画・予算作成作業の当面の運用について

会計処理規定 第3章収支予算に関する当面の運用について以下の通り実施する。

予算は過去3年度程度の実績を参考にして作成して、実績において大幅な差異が生じな

いもの为目标とする。従来の支払権限確保の為の過大な支出計画や、根拠のない収支均等の計画はこれを採用しないものとする。

年度予算は、収支差額が若干のプラスを目標とする。

予算提出者

会計理事を通じ会長へ予算提出をするものは理事及び支部長とする。

理事は部門別事業計画と部門別収支予算とを作成して会計理事へ提出するものとする。予算は項目ごとに収支を集計するものとする。会計理事は各部門要求を取りまとめて、予算案として会長へ提出するものとする。

以下の予算総額の表示に関しては、公益法人化での予算見直し時に実施するものとする。

・各支部予算においては支部担当理事を経由して会計理事へ提出するものとする。支部運営予算においては、学会補助金を含む収支の総額を明示したものとする。支部においては実施事業別に予算を作成するものとし、その区分は学会予算区分に準じるものとする。

・研究部会（含むインフラストラクチャー、RAMP）は、その収入（学会補助金を含む）と支出との総額を明示した予算を研究普及委員会経由で提出するものとする。